令和3年1月12日 規第1号

東北大学法学部規程(平成5年規第113号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (追試験) (追試験) 第18条 病気その他やむを得ない理由により、試験を受け 第18条 その年度の3月に卒業する予定の者で、病気その他 ることができなかった者に対しては、おそくとも試験期間 やむを得ない理由により試験を受けることのできなかっ 終了後2日以内に願い出た場合に限り、教授会の議を経 たものに対しては、おそくとも試験期間終了後2日以内に て、学部長が定める期日に追試験を行うことがある。 願い出た場合に限り、教授会の議を経て、学部長の決定に より、第1学期の試験については10月末日までに、第2学 期の試験については3月末日までに追試験を行うことが ある。 2 その年度の3月に卒業する予定でない者で、病気その他 のやむを得ない理由により試験を受けることのできなか ったものが、おそくとも試験期間終了後2日以内に願い出 たときは、本人の修学上特に必要があると教授会の議を経 て、学部長が認める場合に限り、教授会の議を経て、学部 長の決定により、前項の追試験を行うことがある。 2 前項の追試験には、前三条の規定を準用する。 3 前二項の追試験には、前三条の規定を準用する。 3 第1項の規定にかかわらず、連続講義科目については、 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、連続講義科目につ 追試験を行わない。 いては、追試験を行わない。

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。